

経 済 産 業 省

20190710貿局第1号
輸出注意事項2019第29号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出
注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出
注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中南アフリカ共和国に係る
規定は、令和元年7月28日から施行する。

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現行
<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。</p>	<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、<u>ルクセンブルク</u>、マダガスカル、マリ、マルタ、<u>マーシャル</u>、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、<u>南アフリカ共和国</u>、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、<u>ルクセンブルグ</u>、マダガスカル、マリ、マルタ、<u>マーシャル諸島</u>、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>

経済産業省

20190710貿局第1号
輸出注意事項2019第30号
輸入注意事項2019第77号
経済産業省貿易経済協力局

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付
け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を改正する規程を
次のとおり制定する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部改正について

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付
け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を別紙の新旧対照
表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、欧州共同体、<u>ガボン</u>、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ</p>	<p>(略)</p> <p>アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ</p>

経 済 産 業 省

20190710貿局第1号
輸出注意事項2019第31号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月1日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）

改正後	現 行
<p>1 締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、<u>ニジェール</u>、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネ</p>	<p>1 締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、<u>ニジェール</u>、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、<u>スワジランド</u>、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、</p>

ズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 締約国でない国又は地域であって、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域

アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール

バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 締約国でない国又は地域であって、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域

アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、南スーダン、台湾、タークス・カイコス諸島

経 済 産 業 省

20190710貿局第1号
輸出注意事項2019第32号
経済産業省貿易経済協力局

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国についての一部改正について

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国についての一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 スtockホルム条約の締約国 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、<u>カーボベルデ</u>、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、<u>エスワティニ</u>、エチオピア、EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイビス</u>、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリ</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 スtockホルム条約の締約国 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、<u>カーボヴェルデ</u>、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エチオピア、EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイヴィス</u>、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダ</p>

ランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

経済産業省

20190710貿局第1号
輸入注意事項2019第78号
経済産業省貿易経済協力局

「放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類の取扱いについて」（平成12年12月26日付け輸入注意事項12第177号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類の取扱いについて」の一部改正について

「放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類の取扱いについて」（平成12年12月26日付け輸入注意事項12第177号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月1日から施行する。

「放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類の取扱いについて（平成12年12月26日付け輸入注意事項12第177号）

改正後	現行
<p>昭和41年4月1日付け通商産業省告示第170号（第1回輸入公表）により<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律167号）第2条第2項に定める放射性同位元素（関税率表第2844・40号に該当するものに限る。）を輸入しようとする場合は使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類を税関に提出しなければならないこととされておりますが、その取扱い等は下記によることとします。</p> <p>なお、昭和46年6月30日付け輸入注意事項46第9号（放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、販売業許可証及び届出使用者証明書の取扱いについて）は、平成13年1月5日限りで廃止します。</p>	<p>昭和41年4月1日付け通商産業省告示第170号（第1回輸入公表）により「<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>」（昭和32年法律167号）第2条第2項に定める放射性同位元素（関税率表第2844・40号に該当するものに限る。）を輸入しようとする場合は使用許可証、使用の届出又は販売若しくは賃貸の業を証明する書類を税関に提出しなければならないこととされておりますが、その取扱い等は下記によることとします。</p> <p>なお、昭和46年6月30日付け輸入注意事項46第9号（放射性同位元素の輸入に係る使用許可証、販売業許可証及び届出使用者証明書の取扱いについて）は、平成13年1月5日限りで廃止します。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 放射線を放出する同位元素の数量及び濃度 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令</u>（昭和39年政令第259号。以下「令」という。）第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量（以下「下限数量」という。）及び濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度とする。 （1）・（2） 略</p>	<p>1 放射線を放出する同位元素の数量及び濃度 <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令</u>（以下「令」という。）第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量（以下「下限数量」という。）及び濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度とする。 （1）・（2） 略</p>

経済産業省

20190710貿局第1号
輸出注意事項2019第33号
経済産業省貿易経済協力局

「放射性同位元素の輸出承認について」（平成17年12月15日付け輸出注意事項17第34号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「放射性同位元素の輸出承認について」の一部改正について

「放射性同位元素の輸出承認について」（平成17年12月15日付け輸出注意事項17第34号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月1日から施行する。

「放射性同位元素の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○放射性同位元素の輸出承認について（平成17年12月15日付け輸出注意事項17第34号）

改正後	現 行
輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の21の2の項の中欄に掲げる <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> （昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成18年1月1日から下記により行います。	輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の21の2の項の中欄に掲げる <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> （昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成18年1月1日から下記により行います。

経済産業省

20190710貿局第1号
輸出注意事項2019第34号
輸入注意事項2019第79号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」の全部を改正する規程を次のとおり制定し、令和元年7月26日から施行する。

令和元年7月26日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて

ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書Ⅱに該当するものとして取り扱います。

また、輸入公表三の8に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。

貨物名	関税率表の番号等				
ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12	0208・40	0210・92	1504・30	1521・90
	16・01	1602・10	1602・20	1602・31	1602・32
	1602・39	1602・41	1602・42	1602・49	1602・50
	1602・90	2301・10	23・09		